

令和元年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（13日）

招集年月日	令和元年9月11日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年 9月11日午前10時00分			議長	島崎 紘一
	閉会	令和元年 9月25日午前11時31分			議長	島崎 紘一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小井土光弘	○	7	佐藤 博	○
	2	大手博幸	○	8	千野 榮治	○
	3	佐々木信也	○	9	島崎 紘一	○
	4	岡田邦敏	○	10	堀口博志	○
	5	木暮弘元	○	11	岡田武二	○
	6	岩崎正春	○	12	佐藤公夫	○
会議録署名議員	1番	小井土光弘	2番	大手博幸		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	岩井 収		書記	佐藤里奈	
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町長	原 秀男		農林課長	佐藤正明	
	教育長	茂木 学		商工観光課長	佐藤圭司	
	総務課長	岡野 均		建設水道課長	阪本 睦	
	企画課長	猪野 馨		教育課長	大小原敏江	
	住民税務課長	猪野ともえ				
	会計課長	林 通典				
	福祉課長	岡田 恵子				
	保健課長	林 光一				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第5号 議員派遣の件について
- 報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第45号議案 下仁田教育委員会委員の任命について
- 3 第46号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 4 第47号議案 下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第48号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例
- 6 第49号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第50号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 8 第51号議案 下仁田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 9 第52号議案 下仁田町ふるさと定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 10 第53号議案 下仁田町都市計画区域公共施設等整備基金条例
- 11 第54号議案 令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約について
- 12 第55号議案 令和元年度町道4333号（目明石）線道路改良工事請負契約について
- 13 議案第70号 予算決算特別委員会設置に関する決議
- 14 議案第71号 広報発行特別委員会設置に関する決議
- 15 議案第72号 少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議
- 16 特別委員会委員の選任について
- 17 特別委員会の正副委員長互選の結果報告
- 18 第56号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）
- 第57号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第59号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）

- 第62号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 19 第63号議案 平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第64号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第65号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第66号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第67号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第68号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 第69号議案 平成30年度下仁田町ガス事業決算認定について
- 20 陳情第3号 下仁田町内橋梁補修に関する陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和元年9月13日 午後 1時40分

○議長 島崎紘一 これから、本日の会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、既に決定いたしておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第5号 議員派遣の件、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、総務課長に報告を求めます。総務課長
（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第6号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成30年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費比率9.1%。将来負担比率52.6%。いずれの数字も早期健全化基準比率以内でございます。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第7号 平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 坂本睦 命によりまして、報告第7号を朗読し、ご報告いたします。

報告第7号 平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度における公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告いたします。

記、特別会計の名称、水道事業会計、ガス事業会計、浄化槽整備事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足の状況はございませんでしたので、資金不足比率の欄については数字が記入されておられません。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、報告第8号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営

状況を別紙のとおり報告する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書第17期ですが、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 以上で報告は終わりました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、第45号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(大小原敏江教育課長 登壇)

○教育課長 大小原敏江 命によりまして、第45号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第45号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について、下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の議決を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、石井晃英、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX。任期、令和元年10月1日から令和5年9月30日まで。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、石井晃英氏の任期が、令和元年9月30日に満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第45号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第46号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第46号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第46号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村が協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

規約の変更事由、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合と富岡甘楽衛生施設組合を統合し、現在富岡甘楽衛生施設組合の共同処理事務である「し尿処理施設の設置及び管理に関する事務」を富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合で共同処理する事務として継承するため。

なお、別紙につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第46号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第4、第47号議案 下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第47号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第47号議案 下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項中第5号を削り、第4号を1号繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

第4号、旧氏。

第14条第1項第4号を削り、第3号を1号繰り下げ、第2号の次に、次の1号を加える。

3号、旧氏。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和元年11月5日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の施行の際現に改正前の下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例に基づいて登録されている印鑑、受理している登録の申請、照会している印鑑登録照会書（印鑑登録回答書を含む。）又は交付した印鑑登録書若しくは印鑑登録証明書は、改正後の下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例に基づき登録し、受理し、照会し、又は公布したものとみなす。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、説明につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第47号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第5、第48号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

（猪野ともえ住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第48号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第48号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例、第1条、下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以降につきましては説明を省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第48号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第49号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第49号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附則中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第49号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、第50号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。
建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第50号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第50号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例、下仁田町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第50号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、第51号議案 下仁田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。
建設水道課長
(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第51号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第51号議案 下仁田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例、下仁田町町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

裏面をごらんください。

附則、この条例は、令和元年12月1日から施行する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第51号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第52号議案 下仁田町ふるさと定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第52号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第52号議案 下仁田町ふるさと定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、下仁田町ふるさと定住促進住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会で説明しましたので、省略させていただきます。

裏面をごらんください。

附則、この条例は、令和元年12月1日から施行する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第52号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第10、第53号議案 下仁田町都市計画区域公共施設等整備基金条例を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第53号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第53号議案 下仁田町都市計画区域公共施設等整備基金条例、設置、第1条、下仁田町が都市計画区域内で行う公用又は公共用の施設の整備に要する経費の財源に充てるため、下仁田町都市計画区域公共施設等整備基金を設置する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

裏面をごらんください。

附則、施行期日、1項、この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(下仁田町財政調整基金、その他の基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

2項です。

下仁田町財政調整基金、その他の基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中第3項を削り、第4号を第3項とし、第5号を第4号とする。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第53号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第11、第54号議案 令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第54号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第54号議案 令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約について、令和元年8月19日指名競争入札に付した、令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金5,555万円。

4、契約の相手方、下仁田町大字下仁田424番地の2、諸星建設株式会社、代表取締役、諸星和夫。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第54号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第12、第55号議案 令和元年度町道4333号(目明石)線道路改良工事請負契約についてを議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第55号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第55号議案 令和元年度町道4333号(目明石)線道路改良工事請負契約について、令和元年8月26日指名競争入札に付した令和元年度町道

4 3 3 3 号（目明石）線道路改良工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定及び地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、令和元年度町道 4 3 3 3 号（目明石）線道路改良工事請負契約。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金 6, 9 5 2 万円。

4、契約の相手方、下仁田町大字川井 1 9 6 - 2、上原建設株式会社、代表取締役、五十嵐修。

令和元年 9 月 1 1 日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 5 5 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第 5 5 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第 1 3、議案第 7 0 号 予算決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

（岩井収議会事務局長 登壇）

○議会事務局長 岩井収 議案第 7 0 号を朗読し、提案説明にかえさせていただきます。

議案第 7 0 号 予算決算特別委員会設置に関する決議、下仁田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり提出する。

令和元年 9 月 1 3 日提出、下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同

岡田邦敏、賛成者 同佐藤博、賛成者 同千野榮治、賛成者 同岡田武二。

別紙をご覧ください。

予算決算特別委員会設置に関する決議、次のとおり予算決算特別委員会の設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、予算決算特別委員会、2、設置根拠、地方自治法第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、下仁田町予算及び決算に対する調査、4、委員の定数、議員全員、5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 島崎絃一 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第14、議案第71号 広報発行特別委員会設置に関する決議を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(岩井収議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 岩井収 議案第71号を朗読し、提案説明にかえさせていただきます。

議案第71号 広報発行特別委員会設置に関する決議、下仁田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

令和元年9月13日提出、下仁田町議会議長 島崎絃一様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者 同岩崎正春、同岡田邦敏、同佐藤博、同千野榮治、同岡田武二。

別紙をごらんください。

広報発行特別委員会設置に関する決議、次のとおり広報発行特別委員会の

設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、広報発行特別委員会、2、設置根拠、地方自治法第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、下仁田議会だより発行に関する調査研究、4、委員の定数、7人の委員をもって構成する、5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 島崎絃一 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第15、議案第72号 少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議を議題とし、議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(岩井収議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 岩井収 議案第72号を朗読し、提案説明にかえさせていただきます。

議案第72号 少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議、下仁田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

令和元年9月13日提出、下仁田町議会議長 島崎絃一様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者 同岩崎正春、同岡田邦敏、同佐藤博、同千野榮治、同岡田武二。

別紙をご覧ください。

少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議、次のとおり少子高齢人口対策特別委員会の設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、少子高齢人口対策特別委員会、2、設置根拠、地方自治法第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、少子高

年齢並びに人口減少に関する調査研究、4、委員の定数、議員全員、5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第16、特別委員会委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会、広報発行特別委員会、少子高齢人口対策特別委員会の委員の選任につきましては、下仁田町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、予算決算特別委員会、広報発行特別委員会、少子高齢人口対策特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、予算決算特別委員会、広報発行特別委員会、少子高齢人口対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議なしと認めます。

ただいまから暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時22分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第17、特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして報告いたします。

予算決算特別委員会委員長 岡田邦敏君、同副委員長 岡田武二君、同副委員長 佐藤博君。

広報発行特別委員会委員長 佐藤博君、同副委員長 大手博幸君。

少子高齢人口対策特別委員会委員長 岩崎正春君、同副委員長 岡田武二君、同副委員長 佐藤博君。

以上のとおり互選されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第18、第56号議案から第62号議案までの各議案を一括議題とし、第56号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）から順次説明を願います。総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第56号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第56号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）、令和元年度下仁田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億432万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,827万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。11款地方特例交付税1億546万7,000円、15款国庫支出金539万6,000円の減、16款県支出金149万4,000円、18款寄附金20万円、19款繰入金5,249万3,000

円、20款繰越金6,561万9,000円、21款諸収入104万8,000円、22款町債1,660万円の減、歳入合計52億8,394万6,000円に2億432万5,000円を追加し、54億8,827万1,000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費73万7,000円、2款総務費1億52万1,000円、3款民生費1,652万6,000円、4款衛生費133万4,000円、6款農林水産業費341万9,000円、7款商工費72万4,000円の減、8款土木費6,768万5,000円、9款消防費1,128万4,000円。

4ページをお願いいたします。

10款教育費299万3,000円、12款公債費55万円、歳出合計52億8,394万6,000円に2億432万5,000円を追加し、54億8,827万1,000円としたいとするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。事項は、下仁田町学校給食センター調理等業務委託で、期間は令和2年度から令和4年度までです。限度額は8,807万7,000円です。

次に、第3表、地方債補正(変更)でございます。起債の目的は、過疎対策事業債、限度額2億6,950万円に2,290万円を追加し2億9,240万円に、地方道路等整備事業債は、限度額1,480万円の全額を減額し0円に、緊急防災・減災事業債、限度額4,300万円から1,030万円を減額し3,270万円に、臨時財政対策債は、限度額1億2,600万円から1,440万円を減額し、1億1,160万円としたいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。また、9ページから11ページの2の歳入、12ページの3の歳出以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計補正予算の説明が終わりました。

次に、第57号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)、第58号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、第59号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、福祉課長に説明を求めます。

(岡田恵子福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第57号議案から第59号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第57号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、令和元年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。6款繰入金142万5,000円の減、7款繰越金142万5,000円、歳入合計でございますが、9億6,314万円で補正予算額の増減はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。5ページ、2の歳入につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第58号議案をお願いいたします。

第58号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、令和元年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,068万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料6万5,000円、3款繰入金291万円の減、4款繰越金291万円、歳入合計1億4,062万円に6万5,000円を追加し、1億4,068万5,000円としたいとさせていただきます。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者医療広域連合納付金6万5,000円、歳出合計1億4,062万円に6万5,000円を追加し、1億4,068万5,000円としたいとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第59号議案をお願いいたします。

第59号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和元年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,628万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,356万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金38万5,000円、4款支払基金交付金425万円、5款県支出金19万3,000円、7款繰入金443万5,000円、8款繰越金706万円、9款諸収入4万円の減、歳入合計13億6,727万8,000円に1,628万3,000円を追加し、13億8,356万1,000円としたいものとするものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。5款地域支援事業費143万3,000円、7款諸支出金1,485万円、歳出合計13億6,727万8,000円に1,628

万3,000円を追加し、13億8,356万1,000円としたいとする
ものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略
させていただきます。6ページ、2の歳入、8ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させてい
たいただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

再開を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時50分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

次に、第60号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予
算（第1号）、第61号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計補
正予算（第1号）、第62号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予
算（第1号）について、建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長

（阪本睦建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第60号議案、第61号議案、第62
号議案をご提案、ご説明いたします。

第60号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第
1号）、令和元年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
71万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,859
万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し
上げます。

歳入、6款繰入金18万9,000円、8款諸収入52万2,000円、
歳入の合計8,787万9,000円に71万1,000円を追加し、

8, 859万円としたいとしますのでございます。

次に、歳出。1款浄化槽事業費71万1,000円、歳出合計8,787万9,000円に71万1,000円を追加し、8,859万円としたいとしますのでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては省略させていただきます。なお、5ページ、2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、第61号議案をお願いいたします。

第61号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）、令和元年度下仁田町のガス事業清算特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,961万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,356万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入、1款財産収入833万9,000円、2款諸収入3,127万1,000円、歳入合計3億2,395万円に3,961万円を追加し、3億6,356万円としたいとしますのでございます。

次に、歳出です。第1款ガス事業清算費3,961万円、歳出合計の3億2,395万円に3,961万円を追加し、3億6,356万円としたいとしますのでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算事項別明細書でございます。1の総括については省略させていただきます。なお、4ページ、2の歳入、5ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、第62号議案をお願いいたします。

第62号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）、総

則、第1条、令和元年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度下仁田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、2億5,036万1,000円、11万6,000円の増、2億5,047万7,000円。

支出、第1款水道事業費用、2億4,634万9,000円、12万4,000円の減、2億4,622万5,000円です。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,914万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,590万円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額186万2,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額186万6,000円」に、「減債積立金1,752万8,000円」を「減債積立金1,428万1,000万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入、9,987万円、146万2,000円、1億133万2,000円。

支出、第1款資本的支出1億7,901万3,000円、178万1,000円の減、1億7,723万2,000円です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額3,542万円、補正予定額440万8,000円の減、計3,101万2,000円です。

他会計からの補助金、第5条、予算第9条を次のように改める。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,011万9,000円である。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

3ページの実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明

いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案説明が終わりましたので、第56号議案から第62号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して、第56議案から第62号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第19、第63号議案から第69号議案までを一括議題といたします。

まず、第63号議案 平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第63号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書3ページをお願いいたします。

第63号議案 平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

2ページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

最初に、歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款町税8億4,383万6,479円、2款地方譲与税5,037万6,000円、3款利子割交付金120万6,000円、4款配当割交付金260万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金215万3,000円、

6 款地方消費税交付金 1 億 4, 366 万 1, 000 円、7 款ゴルフ場利用税交付金 1, 180 万 6, 620 円、8 款自動車取得税交付金 1, 597 万 1, 000 円、9 款地方特例交付金 147 万 5, 000 円、10 款地方交付税 23 億 203 万円、11 款交通安全対策特別交付金 106 万 8, 000 円、12 款分担金及び負担金 2, 787 万 3, 985 円、13 款使用料及び手数料 3, 703 万 8, 802 円、14 款国庫支出金 4 億 6, 374 万 2, 332 円。

次ページをお願いいたします。

15 款県支出金 3 億 4, 266 万 1, 444 円、16 款財産収入 1, 843 万 8, 324 円、17 款寄附金 7, 118 万 4, 206 円、18 款繰入金 1 億 110 万 6, 038 円、19 款繰越金 4, 595 万 9, 689 円、20 款諸収入 7, 654 万 421 円、21 款町債 5 億 5, 480 万円、歳入合計の収入済額の合計額は 51 億 1, 553 万 3, 340 円でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款議会費 7, 382 万 1, 279 円、2 款総務費 7 億 6, 345 万 3, 838 円、3 款民生費 11 億 2, 718 万 7, 651 円、4 款衛生費 7 億 7, 452 万 4, 190 円、5 款労働費 140 万 1, 900 円、6 款農林水産業費 2 億 3, 770 万 826 円、7 款商工費 3 億 1, 342 万 4, 011 円、8 款土木費 3 億 4, 234 万 8, 197 円、9 款消防費 2 億 5, 159 万 9, 865 円、10 款教育費 4 億 7, 692 万 3, 043 円。

次ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費 340 万円、12 款公債費 6 億 4, 597 万 7, 855 円、13 款諸支出金 73 万 6, 975 円、14 款予備費、支出がございませんでした。歳出合計の支出済額の合計額 50 億 1, 249 万 9, 630 円でございます。

歳入歳出差引残額 1 億 303 万 3, 710 円。

令和元年 9 月 11 日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページの平成 30 年度下仁田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、196 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計の表中区分を申し上げます。

1、歳入総額 51 億 1, 553 万 3, 340 円、2、歳出総額 50 億

1、249万9,630円、3、歳入歳出差引額1億303万3,710円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額2,699万2,000円、5、実質収支額7,604万1,710円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎絃一 次に、第64号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第65号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第66号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上の提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(岡田恵子福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第64号議案から第66号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

197ページをお願いいたします。

第64号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億7,772万8,195円、2款使用料及び手数料8万6,700円、3款国庫支出金、収入はございませんでした。4款県支出金6億9,304万6,731円、5款財産収入、収入はございませんでした。6款繰入金7,880万1,739円、7款繰越金163万6,435円、8款諸収入429万7,370円、歳入合計9億5,559万7,170円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費835万2,637円、2款保険給付費6億5,190万5,991円、3款国民健康保険事業費納付金2億6,800万4,070円、4款財政安定化基金拠出金、支出はございませんでした。5款保健事業費1,115万9,844円、6款基金積立金、7款公債費につきましては支出はございませんでした。8款諸支出金1,474万7,840円、9款

予備費、支出はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

歳出合計9億5,417万382円でございます。歳入歳出差引残額142万6,788円。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次の204ページから227ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

228ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入総額9億5,559万7,170円、2、歳出総額9億5,417万382円、3、歳入歳出差引額142万6,788円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額142万6,788円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

229ページをお願いいたします。

第65号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料7,792万8,180円、2款使用料及び手数料1万5,400円、3款繰入金5,514万9,477円、4款繰越金98万9,328円、5款諸収入666万318円、歳入合計1億4,074万2,703円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費251万3,463円、2款保険事業費663万4,925円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,868万3,272円、4款諸支出金、5款公債費、6款予備費につきましては支出はございませんでした。歳出合計1億3,783万1,660円でございます。

歳入歳出差引残額291万1,043円。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次の234ページから241ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

242ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額1億4,074万2,703円、2、歳出総額1億3,783万1,660円、3、歳入歳出差引額291万1,043円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額291万1,043円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

243ページをお願いいたします。

第66号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございますが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款保険料2億2,692万3,932円、2款使用料及び手数料2万4,500円、3款国庫支出金3億5,147万8,422円、4款支払基金交付金3億2,883万4,675円、5款県支出金1億8,279万1,088円、6款財産収入1万1,561円、7款繰入金1億7,394万400円、8款繰越金2,233万7,719円、9款諸収入56万5,387円、歳入合計12億8,690万7,684円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費1,022万6,228円、2款保険給付費11億9,311万2,064円、3款財政安定化基金拠出金、支出はございません。4款基金積立金1万1,561円、5款地域支援事業費3,676万4,734円、6款公債費、支出はございません。7款諸支出金2,011万3,018円、8款予備費も支出はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

歳出合計12億6,022万7,605円でございます。

歳入歳出差引残額2,668万79円。うち基金繰入金1,961万9,760円。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次の250ページから277ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

278ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額12億8,690万7,684円、2、歳出総額12億6,022万7,605円、3、歳入歳出差引額2,668万79円、4、翌年度へ繰り越しすべき財源はございません。5、実質収支額2,668万79円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1,961万9,760円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第67号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、第68号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、第69号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計決算認定について、以上の提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第67号議案、第68号議案、第69号議案を朗読し、ご提案、ご説明いたします。

決算書の279ページをお願いいたします。

第67号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。

第1款分担金及び負担金です。849万2,734円、2款使用料及び手数料1,787万8,500円、3款国庫支出金1,317万2,000円、4款県支出金441万2,000円、5款財産収入1,773円、6款繰入金1,225万8,351円、7款諸収入240円、8款町債1,630万円、歳入合計7,251万5,598円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款浄化槽事業費6,394万3,061円、2款公債費757万2,537円、3款予備費、支出はございません。歳出合計で7,151万5,598円です。

歳入歳出差引残額100万円です。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次の284ページから291ページまでの平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

292ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。浄化槽整備事業特別会計、区分1、歳入総額7,251万5,598円、2、歳出総額7,151万5,598円、3、歳入歳出差引額100万円、4、翌年度に繰り越すべき財源、5、実質収支額100万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。

続きまして、別冊水道ガス事業決算書、1ページをごらんください。

第68号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてです。

平成30年度水道事業会計未処分利益剰余金4,192万5,708円のうち2,000万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度水道事業会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款水道事業収益2億6,414万5,122円、支出、第1款水道事業費用2億5,285万1,141円でございます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款資本的収入8,820万3,344円、支出、第1款資本的

支出1億6,389万6,289円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,569万2,945円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9万7,600円、過年度分損益勘定留保資金3,292万5,700円、当年度分損益勘定留保資金4,266万9,641円で補填した。

7ページ以降の説明につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、39ページ、ガス事業をごらんください。

第69号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計決算認定についてです。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度ガス事業会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

平成30年度下仁田町ガス事業決算報告書です。

収益的収入、支出でございますが、款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款ガス事業収益1億6,549万7,307円、支出、第1款ガス事業費用1億4,484万1,954円でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款資本的収入0円、支出、第1款資本的支出9,361万5,149円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,361万5,149円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67万62円、過年度分損益勘定留保資金2,537万6,446円、当年度分損益勘定留保資金2,496万8,641円、減債積立金1,300万円、建設改良積立金2,960万円で補填した。

45ページ以降の説明につきましては、さきの議会全員協議会でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時36分

再 開 午後 3時37分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

第63号議案から第69号議案の説明が終わりましたので、監査委員から監査結果の報告を願います。監査委員、お願いします。

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、平成30年度下仁田町一般会計、特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る8月2日から8月6日までの期間にわたりまして、岡田監査委員とともに、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。また、平成19年6月公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく第3条及び第22条の規定による審査もあわせて実施いたしました。

審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計においては、平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書、平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書、平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況に関する調書等であります。公営企業会計においては、平成30年度下仁田町水道事業会計決算書、同じく平成30年度下仁田町ガス事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました平成30年度各会計の決算書類及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また、計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を受けました。

基金運用状況調書につきましては、その計数が正確であるか、また、基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計については、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証する諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨にのっとり事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確でありました。

予算の執行状況は、以前に比べまして、予算額と支払済額との差額の過大さは見受けられなくなりました。

基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されておりました。

公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計算は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査につきましては、町長から提出されました健全化判断基準率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

また、経営健全化審査につきましても、町長が提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、基準をクリアしております。

審査の概要を次に述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては、さきにも申し上げましたように、予算額と支払済額との差額は改善されております。予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、職員全員による税金等の滞納整理により、今後も回収率向上に努めていただきたい。

次に、公営企業会計水道事業につきましては、人口減少に伴い、早急な回復は望めない現状下においては、経営合理化に向けての人件費の抑制や外部委託の推進、未収入金の早期回収など、事務事業の見直しを引き続き徹底し、経営のさらなる安定化に企業努力していただくことを願います。

ガス事業につきましては、平成30年4月20日、議会において民間への事業譲渡が決定され、翌年平成31年3月31日をもって東海ガス株式会社への事業譲渡が行われました。そして、令和元年度にはガス事業清算特別会計等清算が完了し、当事業は終了されます。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 監査委員のご報告ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時47分

再 開 午後 3時49分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

監査結果の報告が終わりましたので、第63号議案から第69号議案に対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して、第63号議案から第69号議案の7議案については予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第20、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号 下仁田町内橋梁補修に関する陳情書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和元年9月11日 午後 3時49分